

平成31年4月～令和元年5月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	ネットワーク機器保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月1日	株式会社さきんでん 東京支社 東京都品川区東五反田5-25-12	¥8,186,400	契約業者は、本件工事を実施した業者であり、本件ネットワーク使用を熟知しており、保守を実施するための知識と技術を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
2	医療情報システム保守契約(一次導入分)	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月18日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1	¥4,924,800	契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
3	医療情報システム保守契約(二次導入分)	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月18日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1	¥3,285,360	契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
4	医療情報システム保守契約(院内対応分)	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月18日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1	¥4,406,400	契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
5	3次元画像解析システム保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月30日	富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	¥2,126,400	契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
6	体外衝撃波結石破碎装置保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月30日	ドルニエメドテックジャパン株式会社 東京都品川区上大崎3-8-5目黒エステートビル	¥1,598,400	契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
7	マルチスライスCT装置保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	平成31年4月30日	シーメンスヘルスケア株式会社 千葉営業所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	¥11,755,800	契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
8	地域連携情報サービス契約	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和元年5月13日	エムスリー株式会社 東京都港区赤坂1-11-44	¥5,832,000	契約対象は契約業者独自の提供サービスであるため、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。